

## ☆自己の意思により外国籍を取得すると

○自己の意思により外国籍を取得した場合、又は重国籍者が外国の法令により外国の国籍を選択した場合には、日本国籍を喪失しますので、国籍喪失の事実を知った日から3か月以内に届けなければなりません。

### ○届出人

日本国民が日本の国籍を喪失した場合には、右事実を戸籍に反映させるため、国籍喪失者本人、配偶者又は四親等内の親族は、在外公館又は市区町村長に対して、国籍喪失届を行わなければならない。(戸籍法 103 条)

### ○届出期間

国籍喪失届は、その事実を知った日から国外にいるときは、その日から3か月以内に届け出なければなりません。

### ○必要書類

届出書	2 通	当館備え付け
帰化証明書 Certificate of nationality	原本 1 通 コピー 2 通	帰化証明書の原本は確認後返却いたします。
上記抄訳文	2 通	当館備え付け
遅延理由書	2 通	米国籍取得後、すでに3か月が経過している場合
氏名変更の証明書 (Petition for name change)	原本 1 通 コピー 2 通	帰化の際に氏名を変更した場合。 原本は確認後返却いたします。
上記抄訳文	2 通	当館備え付け
届出人日本旅券及び 米国旅券 (日本旅券は失効した 物でも結構です。)		

遠隔地(当館管轄地)にお住まいで、郵送にて届出ご希望の場合

○必要書類

帰化証明書の原本の代わりに、帰化証明書の公証付コピー(Notarized Copy)または宣誓口供書(Notarized Affidavit)を送付していただいても結構です。

届出書	2 通	当館備え付け
●下記のいずれか		
ア、帰化証明書 Certificate of nationality	原本 1 通 コピー 2 通	*帰化証明書の原本は確認ご返却いたします。
イ、帰化証明書の公証 済みの物(Notarized Copy)	2 通	
ウ、宣誓口供書 (Notarized Affidavit) 公証済みの物	2 通	*宣誓口供書を提出いただく場合には、帰化証明 書のコピーが必要となります。
上記抄訳文	2 通	当館備え付け
遅延理由書	2 通	米国籍取得後、すでに三か月が経過している場合
氏名変更の証明書 (Petition for name change)	原本 1 通 コピー 2 通	帰化の際に氏名を変更した場合。 原本は確認後返却いたします。
上記抄訳文	2 通	当館備え付け
届出人の日本旅券及 び米国旅券 (日本旅券は失効した 物でも結構です。)		

郵送等に伴う事故・紛失等については当館では責任を負いかねますのでご了承ください。  
記入方法等ご不明な点がございましたら、当館までお電話にてお問い合わせください。